

事務事業評価調書 平成28年度行政評価（シート1）

所管部課名	協働推進部	産業観光課	作成日	平成28年7月29日	No.	5
作成責任者(課長)氏名	児玉 真一	作成者氏名	西原 陽	電話	227	
事務事業名	企業誘致促進事業					
開始時期	<input type="checkbox"/> 昭和 <input checked="" type="checkbox"/> 平成	24年12月	<input type="checkbox"/> 不詳	区分	<input type="checkbox"/> 主要事業 <input checked="" type="checkbox"/> 実施計画事業 <input type="checkbox"/> その他	
実施根拠	法令	条例	規則	要綱	計画	その他 ()
	2	3				1:義務規定 2:できる規定 3:方法等の規定
事務事業の種類	<input type="checkbox"/> 法定受託事務 (<input type="checkbox"/> 第1号法定受託事務 <input type="checkbox"/> 第2号法定受託事務) <input checked="" type="checkbox"/> 自治事務 (<input type="checkbox"/> 国庫補助対象 <input type="checkbox"/> 都補助対象 <input checked="" type="checkbox"/> 市単独)					
	補助の内容(補助率等)	企業誘致奨励金、3年最大6,000万円の他、3つの奨励金				
事務事業等の概要	対象: 何/誰に対して	指定企業(工業地域内に事業所の新設又は増設)、企業誘致協力者(工業地域内に新たに建設された事業用建物を所有し、市の指定を受けた企業に賃貸するもの)				
	手段(全体概要): どういった方法(内容)で実施するのか ※具体的に記入	実施方法	<input type="checkbox"/> 直営 <input type="checkbox"/> 委託 <input type="checkbox"/> 市民協働・ボランティア <input checked="" type="checkbox"/> 補助・助成等 <input type="checkbox"/> その他 ()			
	意図: どのような状態にすることを 目指すのか	市内工業地域に事業所を新設又は増設する企業等に対して企業誘致奨励金、雇用促進奨励金、市内事業者活用奨励金を交付するとともに、事業用建物を所有し、市の指定を受けた企業に賃貸するものに企業誘致協力奨励金を交付することで、市内工業地域への企業の誘致を促進するもの。				
	実施結果: どうなったのか (27年度実績)	平成27年度時点で、2企業が指定企業となっており企業誘致奨励金(固定資産税等課税額に相当する額(奨励措置として交付する奨励金の上限額は、60,000千円))を計3,170,000円交付した。				
類似事業の有無	<input type="checkbox"/> あり	実施部課(団体)名				
	<input checked="" type="checkbox"/> なし	類似事業名				
事業環境の変化	厳しい経済状況が続いていることから、2社を指定企業とした平成25年5月以降、指定企業は増えていない。引き続き商工会・銀行・不動産業等と協力して指定企業を増やしていく。					
他市等の状況	総論 ※26市等の状況	近隣市町においては、瑞穂町や羽村市等が取組を実施している。				
	瑞穂町	納付した固定資産税・都市計画税額相当額を3年間交付している。(ただし、2年目は3/4、3年目は1/2の交付。)				
	羽村市	市内の指定地域において新たに事業を始めた事業所に対し、一定の要件を満たしている場合に、固定資産税・都市計画税相当額を3年間交付している。(1企業に交付する奨励金の総額は、1億円を限度とする。)				
市民・議会等からの意見						
【評価指標】	指標名	単位	説明・計算式			
活動指標	① 指定企業数	件	指定を受けた企業の件数			
	② 指定企業協力者数	件	指定を受けた企業協力者の件数			
成果指標	① 奨励金交付額	千円	指定を受けて実際に交付した奨励金の額			
	②					
費用・成果の推移	平成26年度決算	平成27年度決算	平成28年度予算	備考		
事業費(千円)	100	13,500	14,000			
うち一般財源	100	13,500	14,000			
所要人員(人)	0.06	0.06	0.06			
総コスト(千円)	612	14,008	14,508			
活動指標	①	2件	2件	2件		
	②	0件	0件	0件		
成果指標	①	100千円	13,170千円	13,536千円	※平成26年度は、雇用促進奨励金。平成27・28年度は、企業誘致奨励金。	
	②					

一 次 評 価	必然性 ・市の関与、税金の投入は適切か ・都や民間との役割分担は適切か	(説明) <input checked="" type="checkbox"/> 適切である <input type="checkbox"/> 不適切な点がある 地域経済の活性化及び市民生活の向上のため、市が積極的に取り組む必要がある。
	有効性 ・市民ニーズに適合し、効果が出ているか ・時代遅れではないか	(説明) <input checked="" type="checkbox"/> 適切である <input type="checkbox"/> 不適切な点がある 将来的な市の行財政運営のためにも必要不可欠である。
	手段の妥当性 ・手段に見直しの余地はないか ・他の事業と連携や統合はできないか	(説明) <input type="checkbox"/> 見直しの余地はない（ほとんどない） <input checked="" type="checkbox"/> 見直しの余地がある より企業にとって魅力のあるものにしていくため、雇用促進奨励金の対象期間について、検討していきたいと考えている。
	効率性 ・費用対効果に改善の余地はないか ・コスト削減の余地はないか	(説明) <input checked="" type="checkbox"/> 効率的である <input type="checkbox"/> 非効率的な点がある 企業を誘致するに当たって魅力的な条件としているため、コスト削減の余地はない。
	達成度 ・目標水準を達成できたか ・達成できなかった原因は何か	(説明) <input type="checkbox"/> 目標以上 <input type="checkbox"/> ほぼ目標どおり <input checked="" type="checkbox"/> 目標以下 平成25年5月に2社を指定企業としたが、それ以降、増えていない。HPや公共施設のチラシ配布以外に、市内銀行や不動産業者と連携した宣伝方法等を検討していく。
	公平性 ・対象要件は適切か ・受益者負担は適切か ・地域差はないか	(説明) <input checked="" type="checkbox"/> 適切である <input type="checkbox"/> 不適切な点がある 指定企業となるための業種については、幅広く定めているため公平性は保たれている。
	○廃止・休止した場合の影響 ※いずれかに <input checked="" type="checkbox"/> <input checked="" type="checkbox"/> 影響は大きい <input type="checkbox"/> 影響は小さい <input type="checkbox"/> 不明 <input type="checkbox"/> 廃止不可能	【今後の方向性】 <input type="checkbox"/> 拡 充 <input checked="" type="checkbox"/> 継 続 <input type="checkbox"/> 一部見直し <input type="checkbox"/> 抜本的見直し <input type="checkbox"/> 廃止・休止
(説明) ※その影響等を具体的に記入 企業誘致促進事業を廃止することにより、市内での事業所の設置を断念する企業が出てくることを考慮すれば、将来的な市への影響は大きいと预料する。	【総合的意見】 市内経済の活性化及び市民生活の向上のためには、市が企業の誘致を積極的に行うことは必要不可欠である。 また、誘致の方法については、市内への進出が企業にとって魅力のあるものであることから、本事業の内容は適しているといえる。 今後も引き続き、より多くの企業に対し市内への進出を促すため、宣伝方法等の工夫を重ねていく。	
二 次 評 価	【今後の方向性】 <input type="checkbox"/> 拡 充 <input checked="" type="checkbox"/> 継 続 <input type="checkbox"/> 一部見直し <input type="checkbox"/> 抜本的見直し <input type="checkbox"/> 廃止・休止 【総合的意見】 本事業は、市内産業の振興及び市民の雇用機会の拡大に寄与するものであり、市内経済の活性化及び市民生活の向上を図る上で一定の意義があることから、今後も継続することが適当である。 なお、今後は、より多くの企業を誘致するため、市内企業のニーズの把握に努めるとともに、金融機関や商工会と連携して事業を積極的に推進していくことが肝要である。	
行政評価委員会意見	本事業は、本市への企業の立地を促進することにより、市内経済の活性化及び雇用機会の拡大を図るとともに、工業地域に立地する企業の安定した経営を間接的に支援することができる重要な制度であることから、今後も継続することが適当である。 他方、企業の誘致場所として指定している工業地域には、事業所を新設又は増設するための十分な土地を確保することが難しく、また、本事業の周知も不十分であることから、効果的に本事業が活用されていないと预料する。 よって、今後は、金融機関等と連携し、土地取引の状況を把握の上、企業の用地取得を支援するとともに、本事業の更なる周知を図り、誘致活動を展開していくことが肝要である。 なお、本事業の目的の一つである雇用創出の観点から、雇用ニーズの高い企業を誘致するための条件を検討するなど、本市の実態や目的に沿った事業内容への見直しを検討されたい。	